

横手市社会福祉協議会所有備品の貸出にあたって

(留意事項)

貸出備品	貸出備品は、別紙「貸出備品一覧」に記載されているものになります。
貸出対象者	横手市にお住まいの方、および横手市内の町内・自治会、団体、サークル、学校、企業、機関、いきいきサロンとします。ただし、営利目的及び長期貸出、目的外の使用、転貸する場合などはお貸しできません。
貸出期間	原則として貸出日から1週間以内とします。なお、1週間を超えて借りたい場合は事前にご相談ください。
貸出料金	貸出料金は無料です。ただし、発電機については、燃料のガソリンを満タンにしてお貸しします。返却時は利用者の負担によりガソリンを満タンにしてからお返しください。
申し込み方法	貸出日の3ヵ月前より先着順で申し込みを受付けますので、社会福祉協議会へ来所または電話によりお申し込みください。なお、所定の借用申請書の提出が必要となりますので、貸出日までに提出してください。
貸出・返却方法	貸出日に社会福祉協議会に来所し、担当職員の指示のもと、保管場所から搬出してください。また、返却の際は備品の点検と清掃を行い、担当職員による備品のチェックを受けてから元の保管場所に搬入してください。 (搬入、搬出先は申し込み時にお伝えします。)
備品の管理	貸出期間中は、備品を利用者がしっかりと管理の上、適正な方法により使用してください。万が一、故障や破損、汚損、紛失した場合などは、速やかに本会に連絡してください。なお、その場合は修理費などを弁償いただく場合もあります。
災害時の貸出制限	災害時に被災地域の支援活動に使用する備品も含まれているため、災害が発生した場合はお貸しできません。また、借用期間中であっても返却を求める場合がありますので、何とぞご了承ください。
申し込み 問い合わせ先	本部地域福祉課または、最寄りの福祉センターまでご連絡ください。

※申し込み受付日及び貸出・返却日は、月～金曜日(祝日及び12月29日～1月3日を除く)の午前8時30分～午後5時30分となります。